

# 入札説明書

## 調達案件名

南清掃工場で使用する都市ガスの供給

相模原市 財政局 契約課

(令和6年11月18日入札公告分)

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

### (1) 入札番号

4046

### (2) 契約件名

南清掃工場で使用する都市ガスの供給

### (3) 供給内容

481,000m<sup>3</sup>

### (4) 供給期間

令和7年3月の検針後から令和8年3月の検針まで

### (5) 需要場所

相模原市南区麻溝台1524-1

## 2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 入札日前日現在、契約規則に基づく令和5・6年度競争入札参加資格者として登録され、営業

種目として「その他の燃料」が認定されていること。

- (8) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。
- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。
- (11) ガス事業法に基づき、一般ガス事業者としての許可を受けている者、またはガス小売事業者として登録を受けている者であること。

### 3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局契約課

電話 042-769-1391（直通）

FAX 042-769-5325

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

### 4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2（7）に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 資格認定申請に関する問合せ先
  - 「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり
- (2) 申請及び書類提出期限
  - 別紙「入札案件概要書」のとおり
- (3) その他
  - 詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」（以下「電子入札システム」という。）の説明によること。
  - ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

### 5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、原則、電子入札システムにより次の書類を提出すること。ただし、電子入札運用基準8（1）に該当する場合は、紙入札による参加を認めるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵便入札とする。

- (1) 提出書類
  - ア 競争参加資格確認申請書（別紙1）（電子入札システムによる申請の場合は不要）
  - イ 安定供給確約書（別紙2）

(2) 提出期間及び提出方法

5 (1) の提出書類を、令和6年11月18日(月)午前9時から令和6年11月27日(水)正午までに電子入札システム又は紙等により提出すること。

(3) 提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

(4) 入札参加資格の有無については、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行う。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 提出書類受付締切日時、紙入札の場合も同様とする。

(7) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

(1) 入札期間

令和6年12月17日(火)午前9時から令和6年12月18日(水)午後5時まで

(2) 開札予定日時

令和6年12月19日(木)午前10時00分

(3) 場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館3階入札室

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書(仕様書等)に関する事項

(1) 入札説明書(仕様書等)は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用についての「入札説明書」からダウンロード可。

(2) 内訳書等作成にかかる書式(Word形式又はExcel形式)は、かながわ電子入札共同システム内の入札情報サービスシステムよりダウンロード可。

(3) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(4) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書(電子入

札用) (Word形式)」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、ファクシミリにより回答を送付する。

※「よくある質問と回答集」を入札情報サービスシステムに掲示するので、質問前に内容を確認すること。「よくある質問と回答集」に掲示した内容と同種の質問に対しては回答しない。

(5) 質問は、上記(4)又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

(6) 内訳書 (落札者が落札決定の翌日までに提出) 書式 (EXCEL 形式) は、かながわ電子入札共同システム内の入札情報サービスシステム (相模原市>物品・一般委託>入札公告>当該案件) よりダウンロード可。

ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

## 9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

## 10 内訳書の記載に関する事項

(1) 各月の基本料金及び従量料金等の合計金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てた金額を合計金額とすること。

(2) 入札金額は、(1)の年計額の110分の100に相当する額とし、1円未満の端数は切り捨てた金額とすること。

## 11 入札金額の記載に関する事項

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、10

(2)に相当する金額を入札金額とすること。

## 12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札

(2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札

(3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札書

(4) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札書

(5) ICカードを不正に使用した入札書

(6) 次に掲げる不備があった紙入札書

ア 入札者等の記名がないもの

イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの

- ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- エ 公告に示した案件名の記載がないもの
- オ 所定の日時までに到達しないもの
- カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
- キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- ク 紙入札承認を受けていないもの

### 1.3 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。  
なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- (6) 紙入札により参加した者へは（4）及び（5）の通知はファクシミリにて通知する。
- (7) 落札者は決定の翌日までに内訳書を提出すること。

### 1.4 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の10分の1以上を契約時までには納付すること。ただし、契約保証金の納付の免除については契約規則第34条によるものとする。

### 1.5 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

### 1.6 契約金の支払方法に関する事項

受注者は、算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに発注者に請求し、請求書受領

後、30日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）にこれを支払う。また、請求合計額の小数点以下については、切り捨てとする。

#### 1.7 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等を朱書し、外封筒には入札番号、件名、数量及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、「郵便局留め」と記載すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

なお送付先は、次のとおりとする。

〒252-0299

日本郵便株式会社

相模原郵便局留め

- (2) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

#### 1.8 契約の条件に関する事項

- (1) 相模原市は、令和7年度において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- (2) 前号の規定により相模原市がこの契約を解除し、落札者に損失が生じた場合は、落札者はその損失の補償を相模原市に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、互いに協議して定める。

#### 1.9 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書（案）」による。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 本契約は、落札決定後に提出される「内訳書」に記載された単価に基づく単価契約とする。
- (5) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (6) 苦情申立て
  - ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
  - イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。

(7) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加

2(7)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。

(8) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。

(9) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書		公告日	令和6年11月18日	公告別案件No	2/2
入札番号	4046				
契約件名	南清掃工場で使用する都市ガスの供給				
供給内容	481,000m <sup>3</sup>				
供給期間	令和7年3月の検針後から令和8年3月の検針まで				
需要場所	別紙仕様書のとおり				
参加条件	認定済 営業種目 (入札日の前日まで)	営業種目	細目		
	資格等	その他の燃料	—		
競争参加資格確認申請書受付期間	令和6年11月18日 (月) 午前9時 から 令和6年11月27日 (水) 正午 まで				
競争参加資格確認通知書発行期間	令和6年12月2日 (月) 午後1時 から 令和6年12月2日 (月) 午後5時 まで				
参加資格がないと認めた理由の説明請求期限	令和6年12月11日 (水) 午後5時 まで				
質問期限	令和6年12月4日 (水)				
回答期限	令和6年12月12日 (木)				
参加資格がないと認めた理由の説明請求に係る回答期限	令和6年12月13日 (金) 午後5時 まで				
入札書受付期間	令和6年12月17日 (火) 午前9時 から 令和6年12月18日 (水) 午後5時 まで				
	*郵便の場合 令和6年12月17日 (火) までに必着				
開札予定日時	令和6年12月19日 (木) 午前10時				
契約保証金	要				
契約不適合責任	無				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。</li> <li>地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約による調達である。</li> <li>落札者は、落札決定の翌日までに内訳書を提出すること。</li> </ul>				

## ガス供給仕様書

本仕様書は、相模原市南清掃工場（以下「発注者」という。）で使用する都市ガスについて、ガス小売事業者（以下「受注者」という。）が供給する都市ガスに適用する。

### 1 概要

- (1) 件名 南清掃工場で使用する都市ガスの供給
- (2) 需要場所 【名称】相模原市南清掃工場  
【所在地】相模原市南区麻溝台1524-1
- (3) 用途 ごみ焼却処理での助燃剤ほかとして使用する都市ガス
- (4) ガスの種類 都市ガス13A
- (5) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款による。
- (6) 供給圧力 中圧B・低圧
- (7) 供給地点特定番号 【中圧B】001-0001-6113-3610-71  
【低圧】001-0001-4660-3610-16  
【低圧】001-0001-1026-3610-29
- (8) 対象のガスメータ 【中圧B】型式：DMB4000E 番号：090-860-401  
【ガバナ低圧】型式：NSP16 番号：649-694-015  
【ガバナ低圧】型式：NSP25 番号：546-695-156
- (9) 年間予定使用量 481,000<sup>m</sup>  
年間予定使用量及び過去実績使用量は、本入札額の積算のために示す使用量である。本件の都市ガス供給期間に使用する予定使用量を保証するものではない。
- (10) 年間引取量 350,000<sup>m</sup>  
年間引取量とは、契約で定める期間の最低引取量をいう。
- (11) 最大時間流量 1,700<sup>m</sup>/h  
最大時間流量とは、契約で定める期間の1時間あたりの最大ガス使用量をいい、原則としてこれを超えないものとする。

### 2 契約期間及び供給期間

契約期間は、令和7年3月1日0時00分から令和8年3月31日24時00分までとする。  
供給期間は、令和7年3月の検針後から令和8年3月の検針までとする。

### 3 計量及び検針日

- (1) 計量は毎月1回、一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針を行うものとする。
- (2) 一般ガス導管事業者が設置した計量器が計量法の定めるところにより交換時期を迎えた時は、交換費用は一般ガス導管事業者の負担とする。
- (3) 受注者が独自に計量器を設置する場合は、設置費用、撤去費用及び電気代等の運用経費については、受注者の負担とする。
- (4) 受注者が独自に計量器を設置した場合、供給期間終了日までに撤去を行い、その撤去費用は受注者の負担とする。

### 4 保安

- (1) 保安に関する責務の期間はガス供給期間と同一とする。
- (2) 一般ガス導管事業者及び受注者は、ガス事業法に定めるところにより、保安責任を負うものとする。

(3) 保安責任分界点は、発注者の所有するガス工作物の末端のバルブとする。

## 5 ガス料金の算定

(1) 従量料金単価は供給地点に関わらず同じものとする。

(2) 内訳書の記載例に関わらず、料金制度は、受注者毎に設定することができる。

(3) 本契約は、入札の際に提出される「内訳書」に記載された単価に基づく単価契約とする。  
ただし、原料費調整額を単価契約の対象から除く。

(4) 入札価格の算定にあたっては原料費調整制度に基づく原料価格、原料費調整額は以下のとおりとする。

### ア 石油石炭税等租税課金

石油石炭税等租税課金は、LNG：1,860円/t、LPG：1,860円/tを用いて算出するものとする。

### イ 原料費調整額

原料費調整額は入札者が設定する算定式により算出するものとする。

入札額の積算に用いる原料費調整額は、入札者が算定した令和5年10月から令和6年9月の間の各月原料費調整額（適用価格）を用いて算出するものとする。

(5) 託送料金単価は、一般ガス導管事業者の小売託送供給約款によるものとする。

(6) 原料費調整額は、受注者の約款の定めに基づき調達当該月の原料費調整額により算定し、発注者に請求するものとする。

## 6 支払方法

受注者は、算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに発注者に請求し、請求書受領後、30日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）にこれを支払う。また、請求合計額の小数点以下については、切り捨てとする。

## 7 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、受注者の定める約款等の規程に準ずるものとし、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

### (2) 連絡体制

受注者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を発注者に提出すること。

ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表

イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先

ウ 保安監督を行うガス主任技術者名、ガス主任技術者免状の写し

エ 協議窓口の所在地

### (3) 報告

受注者は、計量装置の検診結果をその都度、報告すること。なお、報告の手段は、発注者に書面もしくは電子メールで、発注者及び受注者で事前に協議の上、合意した方法とする。

当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合は、早急に発注者に報告し協議することとする。

### (4) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存ガス設備の変更工事、ガス引込の変更に伴う工事及び大規模な仮設ガス供給の計画はない。

ただし、災害、緊急性を伴う焼却炉の立ち上げ、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

## 8 添付資料

### (1) 都市ガスの年間予定使用量

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	年間計	累計
使用量 [m <sup>3</sup> ]	中庄B: DMB4000E	44,100	42,000	22,100	27,300	22,100	34,700	22,100	48,300	22,100	88,800	44,100	61,470	479,170	481,000
	低庄: NSP16	10	10	10	10	10	10	10	200	10	10	10	10	310	
	低庄: NSP25	120	120	120	120	120	120	120	200	120	120	120	120	1,520	

### (2) 過去の年間実績使用量と時間あたりの最大流量について

単位: m<sup>3</sup> (上段)

m<sup>3</sup>/h(下段)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
R2年度	使用量	25,810	42,250	29,430	18,390	34,930	16,200	13,120	59,990	23,050	84,530	37,770	78,400	463,870
	最大流量	1,120	1,040	1,391	770	1,470	820	561	1,361	810	1,180	960	1,300	
R3年度	使用量	76,712	36,280	15,556	29,439	17,058	25,433	29,986	15,954	62,952	17,573	67,281	41,905	436,129
	最大流量	1,290	930	1,140	930	1,270	1,190	1,040	561	1,250	952	1,070	1,071	
R4年度	使用量	37,249	20,657	24,082	14,825	37,203	10,913	34,724	11,396	40,839	38,243	54,691	51,224	376,046
	最大流量	1,061	960	1,101	730	1,231	961	1,040	870	980	1,070	1,190	1,210	
R5年度	使用量	35,238	17,023	21,374	27,827	34,237	31,924	47,998	22,712	51,936	24,936	56,491	47,284	418,980
	最大流量	1,270	871	881	1,000	1,110	902	1,200	1,131	1,070	950	1,170	1,150	
R6年度	使用量	44,853	25,349	39,573	54,290	32,943	40,838	-	-	-	-	-	-	
	最大流量	1,110	840	1,251	1,111	1,251	1,040	-	-	-	-	-	-	

上段は各月の使用量を、下段は各月の最大流量の実績を示す。

競争参加資格確認申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者  
郵便番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印  
(代理人氏名)  
(電話番号 )

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

公告年月日	
契約件名	

安 定 供 給 確 約 書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者  
郵便番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印  
(代理人氏名)  
(電話番号)

私は、相模原市契約第56号（令和6年11月18日付公告）で調達する都市ガスの供給の入札において落札者となった場合には、誠意をもって都市ガスの安定供給に努めることを確約します。

また、事故発生時等緊急の場合に対応するため、あらかじめ当社及び貴市間の通常の連絡網の他に別の緊急連絡網を確保し、相模原市内を接続供給の供給区域とする一般ガス導管事業者及び貴市と速やかに連絡をとり、事態に対応することを確約します。

## 都市ガス需給契約書（案）

相模原市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、南清掃工場で使用する都市ガスの供給について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 受注者は、次に掲げる対象建築物を使用するために発注者が必要とする都市ガスを安定的に需要場所に供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 需要場所     | 相模原市南区麻溝台1524-1   |
| (2) 業種及び用途   | ごみ焼却処理での助燃剤ほかとして使用する都市ガス  |
| (3) ガスの種類    | 都市ガス13A   |
| (4) 供給熱量     | 一般ガス事業者が定める一般ガス供給約款による。   |
| (5) 供給圧力     | 中圧B・低圧  |
| (6) 供給地点特定番号 | 001-0001-6113-3610-71<br>001-0001-4660-3610-16<br>001-0001-1026-3610-29 |
| (7) その他条件    | 別紙「ガス供給仕様書」のとおり   |

（契約期間及び供給期間）

第2条 契約期間は、令和7年3月1日0時00分から令和8年3月31日24時00分までとする。供給期間は、令和7年3月の検針後から令和8年3月の検針までとする。

（契約単価）

第3条 契約単価は、次のとおりとする。ただし、以下の単価については、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

基本料金	円
流量基本料金	円
従量料金	円/m <sup>3</sup>

（予定売却金額）

第4条 本契約に係る予定売却金額とは、第3条に定めた基本料金の供給期間料金と流量基本料金の供給期間料金に、仕様書に示した年間予定使用量（供給期間の予定使用量合計）に従量料金を乗じて得た額を加算した額とする。

（契約保証金）

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第34条第3号に基づき発注者が認めたときは、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、予定売却金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げ

る保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 受注者が本契約に定める債務を履行したときは、発注者は、検収終了の後に契約保証金を相模原市指定金融機関において受注者に返還する。

(権利業務の譲渡禁止)

第6条 受注者は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

(使用都市ガス量の増減)

第7条 使用都市ガス量は、発注者の都合により予定使用都市ガス量を増減できるものとする。

(計量及び検査)

第8条 計量は、毎月1回、一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針を行うものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに契約の履行を確認しなければならない。

- 3 計量測定のため新たに計量器を設置する場合、設置に係る費用は受注者の負担とする。

(都市ガス料金の算定)

第9条 都市ガス使用に対する代金(以下「都市ガス料金」とする。)の算定は、一月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用都市ガス量により行うものとする。

- 2 都市ガス料金は基本料金、流量基本料金、従量料金を合算した額とし、合算した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

- 3 流量基本料金は、当月の流量額に応じ、第3条に定めた流量基本料金単価を乗じて得た額(ただし、当該月の使用都市ガス量が0のときの割引割増を行う場合は、それぞれの割引割増をして得た額とする。)とする。

- 4 従量料金は当該月における使用都市ガス量に第3条に定めた都市ガス従量料金単価を乗じた額(ただし、原料費調整制度に基づく原料費調整額を加え、または差し引いた額とする。)とする。

- 5 託送料金単価は、一般ガス導管事業者の託送供給約款によるものとする。

(料金の支払い)

第10条 受注者は、第8条に定められた計量後、第9条による算定を行い、適法な請求をもって各月毎に都市ガス料金を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に都市ガス料金を相模原市指定金融機関において受注者に支払うものとする。

(契約単価等の変更)

第11条 発注者の需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者が定める託送供給約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、当該地域の一般ガス導管事業者が定める一般ガス供給約款およびガス料金表[家庭用/業務用・工業用共通]が変更された場合、契約期間満了前であっても、変更後の託送約款等または法令をふまえ、ガス料金その他の供給条件を変更する必要があると認めるときは、発注者及び受注者が協議のうえ、これを変更することができる。

- 2 本契約締結後の急激な経済情勢の変動等の予見不可能な特別な事情により、第3条に定める各料金単価を維持することが受注者にとって困難な状況となった場合には、発注者及び受注者が協議し、両者合意のうえ当該内容を変更することができるものとする。

3 原料費調整制度に基づく原料費調整額は、当該区域の一般ガス導管事業者が一般需要家に適用する原料費調整単価（消費税及び地方消費税額を含むものとする。）に当該月における使用都市ガス量を乗じて算出を行うものとする。

（守秘義務）

第12条 受注者は、本契約において知り得た個人情報その他の事項について、その取扱いに細心の注意を払い秘密を保持しなければならない。これは、供給期間終了後も同様とする。

（損害賠償の負担）

第13条 受注者は、自己の責任により都市ガス供給の停止等のため発注者に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により都市ガス供給の停止等を生じた場合において、発注者が当該第三者に損害賠償の請求をする場合は、受注者は発注者に協力するものとする。

3 第1項の規定による損害賠償の額は、発注者及び受注者が協議のうえ、これを定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、当該期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（1）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（2）発注者の指定する日に契約の全部又は一部が履行されなかったと明らかに認められるとき又はこの契約の履行を怠ったとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（発注者の催告によらない解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）この契約の履行について、不正行為をしたとき。

（2）第5条の規定により履行保証保険契約を締結した場合であって、当該履行保証保険契約の保険期間の終期が契約期間の最終日に至らないものであったとき。

（3）第6条の規定に違反したとき。

（4）受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（5）この契約に基づく業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（6）契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。

（7）前各号に掲げる場合のほか、受注者が本契約の違反又は履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（8）受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

（9）破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てをした、又はそれらの申立てを受けたとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか受注者が本契約に違反し、本契約の目的を達成することができないとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前2条の規定にかかわらず、発注者の責めに帰すべき事由により第14条第1項第2号又は第15条第1項第5号及び第7号に規定する場合に該当したときは、発注者は、第14条第1項又は第15条第1項の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第14条第1項又は第15条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合は、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(暴力団等排除に係る発注者の契約解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下、「市条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 受注者が、市条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は予定売却金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の

提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による発注者の契約解除権)

第19条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、予定売却金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(受注者の契約解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、契約の履行が不可能になったときは契約を解除することができる。

2 前項により、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第21条 発注者は、第14条、第15条、第18条、第19条及び第20条の規定によりこの契約が解除された場合において、供給済みの都市ガス量に相応する都市ガス料金を受注者に支払わなければならない。

2 第14条第1項又は第15条第1項の規定により契約を解除した場合に、第1項の規

定による供給済みの都市ガス量に相応する都市ガス料金がある場合は、供給済みの都市ガス量に相応する都市ガス料金から予定売却金額の10分の1に相当する額を違約金として控除した残額を発注者は受注者に支払わなければならない。ただし、違約金が供給を受けた部分に相応する都市ガス料金を超える場合は、発注者は受注者にその差額を請求するものとする。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第22条 受注者は、第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、予定売却金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第19条第1項第1号から第3号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第19条第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第23条 受注者は、契約の履行に当たって、市条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

(天災による履行不可能)

第24条 天災その他不可抗力によって業務上損害が認められる場合において、受注者が善良なる管理者の注意業務を怠らなかつたと認められるときは、発注者はその損害の全部または一部を負担するものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除)

第25条 発注者は、令和6年度において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、発注者及び受注者が協議して定める。

(法令の遵守)

第26条 この契約の執行について、発注者及び受注者は関係法令を遵守し信義に従い誠実にこれを行わなければならない。権利の濫用や公序良俗に反する行為は行なってはならない。

(合意管轄裁判所)

第27条 この契約にかかる訴訟は、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁

判所とする。

(疑義等の決定)

第28条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約ならびに受注者の定める大口ガス需給約款に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
代 表 相模原市長 本村 賢太郎 印

受注者

印

- 課税事業者  
 免税事業者

# 入札書

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

電子くじ番号		

件名

南清掃工場で使用する都市ガスの供給

入札番号 4046

上記の金額で入札します。

年 月 日

相模原市長 あて

所在地

名称

代表者

印

# 入札金額内訳書

※内訳項目はあくまでも例示であり、入札者により設定することができる。

南清掃工場 合計	基本料金 a	流量基本料金 b	従量料金単価	原料費調整額			合計金額 a+b+c
	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	予定使用ガス量(m <sup>3</sup> )	ガス料金 c	※各月単位で小数点以下切り捨て
令和7年3月					44,230		
令和7年4月					42,130		
令和7年5月					22,230		
令和7年6月					27,430		
令和7年7月					22,230		
令和7年8月					34,830		
令和7年9月					22,230		
令和7年10月					48,700		
令和7年11月					22,230		
令和7年12月					88,930		
令和8年1月					44,230		
令和8年2月					61,600		
合計					481,000		

供給地点番号	基本料金 a	流量基本料金 b	従量料金単価	原料費調整額			合計金額 a+b+c
001-0001-6113-3610-71 プラント用	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	予定使用ガス量(m <sup>3</sup> )	ガス料金 c	※各月単位で小数点以下切り捨て
令和7年3月					44,100		
令和7年4月					42,000		
令和7年5月					22,100		
令和7年6月					27,300		
令和7年7月					22,100		
令和7年8月					34,700		
令和7年9月					22,100		
令和7年10月					48,300		
令和7年11月					22,100		
令和7年12月					88,800		
令和8年1月					44,100		
令和8年2月					61,470		
合計					479,170		

供給地点番号	基本料金 a	流量基本料金 b	従量料金単価	原料費調整額			合計金額 a+b+c
001-0001-4660-3610-16 給湯用	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	予定使用ガス量(m <sup>3</sup> )	ガス料金 c	※各月単位で小数点以下切り捨て
令和7年3月					120		
令和7年4月					120		
令和7年5月					120		
令和7年6月					120		
令和7年7月					120		
令和7年8月					120		
令和7年9月					120		
令和7年10月					200		
令和7年11月					120		
令和7年12月					120		
令和8年1月					120		
令和8年2月					120		
合計					1,520		

供給地点番号	基本料金 a	流量基本料金 b	従量料金	原料費調整額			合計金額 a+b+c
001-0001-1026-3610-29 麻溝台環境事業所	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	入札単価(消費税額及び地方消費税額を含む)(円) ※小数点以下第2位まで	予定使用ガス量(m <sup>3</sup> )	ガス料金 c	※各月単位で小数点以下切り捨て
令和7年3月					10		
令和7年4月					10		
令和7年5月					10		
令和7年6月					10		
令和7年7月					10		
令和7年8月					10		
令和7年9月					10		
令和7年10月					200		
令和7年11月					10		
令和7年12月					10		
令和8年1月					10		
令和8年2月					10		
合計					310		